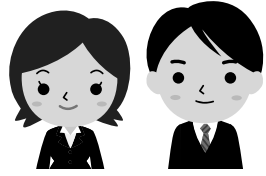


20歳になったら国民年金

担当 国保年金課

☎046(252)7035
☎046(252)7043

国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。保険料を納めることにより、次のご利益があります。



● 老後を支える「老齢年金」
● 病気やけがで障がいの状態になった場合の「障害年金」
● 加入者が亡くなった場合の、子や配偶者を対象とした「遺族年金」

国民年金保険料の金額(平成29年度)

▽第1号被保険者の場合
月額1万6490円
※外国籍の方は、日本年金機構からの20歳到達による案内通知が2〜3カ月程遅れて送付されます。加入や支払いに関する相談は問い合わせ先へお問い合わせください。

保険料の支払いが困難な場合は

学生納付特例制度、納付

事業の廃止・天災などに遭われた方でその証明ができる方、障がい者または寡婦であつて、前年所得が125万円以下の方など

猶予制度などを利用することで、未納を防ぎ年金の受給要件を満たすことができます。支払いが困難な場合は年金事務所または担当へご相談ください。

学生納付特例制度とは

大学、短期大学、専修学校および各種学校、その他の教育施設などの在学期間中に保険料の支払いが猶予される制度です。

○対象 学生で、本人の前年所得が118万円以下の方

○手続きに必要なもの 年金手帳(持っている方)、新年度有効の学生証(コピー可)または在学証明書、印(本人が書類に署名する場合は不要)

納付猶予制度とは

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき納付が猶予される制度です。

○対象 「申請者本人」「申請者の配偶者」のそれぞれの前年所得が57万円以下の方、失業・倒産・

事業の廃止・天災などに遭われた方でその証明ができる方、障がい者または寡婦であつて、前年所得が125万円以下の方など

公共下水道区域が広がります

担当 下水道施設課

☎046(252)8587
☎046(252)4155

公共下水道は、河川などの水質を保全し、周辺環境の改善に大きな役割を果たしています。この公共下水道の機能を十分に生かすためには、各世帯の接続が欠かせません。



○新たな供用開始区域 小松原一丁目、相武台二丁目、入谷五丁目、南栗原五丁目それぞれ一部

※詳しくは、担当へお問い合わせください。

接続は市民の義務です

下水道法では、公共下水道の供用が開始された場合には、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならないと定めています。

未接続世帯の方は、お早めに公共下水道に接続するようお願いいたします。

お問い合わせ先

▽ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 (IP電話、PHSからは☎03(6700)1165)
▽厚木年金事務所 国民年金課 (〒243-1868 厚木市栄町1-10) ☎046(223)7171 (代表)

工事は必ず指定工事で

公共下水道が利用できるようになった区域の方は、くみ取り便所は3年以内に、

市税などの納付は便利で安全な口座振替のご利用を

担当 収納課

☎046(252)8021
☎046(252)8550

市では、市税などの納付に納め忘れや金融機関などに行く手間のない口座振替をお勧めしています。詳しくは、表2の担当へお問い合わせください。

◆口座振替の申込方法

次の取扱金融機関に預(貯)金通帳と通帳印を持参の上窓口備え付けの「座替開始納期限」の欄に希望納期限を記入してください。※市外の取扱金融機関には、

表1 振替種目と振替日一覧

	振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日											
	4月末日	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日	3月末日
固定資産税・都市計画税		1期		2期		3期		4期				
市・県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
市営住宅使用料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月※1	1月	2月	3月
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
児童ホーム手数料(児童ホーム保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期※1	10期	11期	12期
保育所保護者負担金(保育所保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期※1	10期	11期	12期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期※1	7期	8期	9期

※1 納期限は、取扱金融機関の1月最初の営業日です。

表2 担当

○固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税について	収納課	☎046(252)8021
○国民健康保険税について	国保年金課	☎046(252)7003
○市営住宅使用料について	建築住宅課	☎046(252)7032
○介護保険料について	介護保険課	☎046(252)7719
○児童ホーム手数料について	子ども育成課	☎046(252)7969
○保育所保護者負担金について	保育課	☎046(252)7202
○後期高齢者医療保険料について	医療課	☎046(252)7213

申込用紙がありません。事前に各担当または各出張所に請求してください。

◆取扱金融機関

三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、静岡銀行、スルガ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、八千代銀行、横浜信用金庫、平塚信用金庫、城南信用金庫、さがみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局